

仕 様 書

1 車種・車両台数等

車 種 ・ 車 両 台 数	使用燃料等（品名）	仕 様 等
し尿収集車 1.8kℓバキュームカー 5 台	軽 油	JIS・K2204-2号
し尿収集車 0.7kℓバキュームカー 1 台	ガソリン（レギュラー）	JIS・K2202-2号
し尿収集車 0.35kℓ軽バキュームカー 2 台	ガソリン（レギュラー）	JIS・K2202-2号
ごみ収集車 2 tパッカー車 5 台	軽 油	JIS・K2204-2号
ごみ収集車 2 tダンプ車 1 台	軽 油	JIS・K2204-2号
ごみ収集車 1 tダンプ車 1 台	軽 油	JIS・K2204-2号
ごみ収集車 0.35 t軽ダンプ車 4 台	ガソリン（レギュラー）	JIS・K2202-2号
ごみ運搬車 2 tウイング車 1 台	軽 油	JIS・K2204-2号
連絡車等 軽自動車 3 台	ガソリン（レギュラー）	JIS・K2202-2号
連絡車等 小型乗用車 1 台	軽 油	JIS・K2204-2号
バイク 原付 1 台	ガソリン（レギュラー）	JIS・K2202-2号
ガソリン(レギュラー)	11 台	/
軽 油	14 台	
合 計	25 台	

2 予定数量

- ・ガソリン（レギュラー） 2, 6 7 2 0
- ・軽 油 8, 9 7 9 0

3 給油場所

受注者の所管する給油スタンド

4 磁気カード

- (1) 受注者は、車両1台につき1枚、給油用の磁気カードを作成しなければならない。磁気カードには、所属名及び車番（自動車登録番号）を記載するものとする。
- (2) 磁気カードは、発注者が保管する。
- (3) 受注者は、納品（給油の終了）の際、納品書を発注者に交付すること。
- (4) 給油の際、磁気カードに記載された登録番号の車両であることを確認すること。

5 代金の請求方法

- (1) 代金は1か月分をまとめて請求すること。（車両番号・使用燃料・数量を明記すること。）
- (2) レギュラーガソリン又は軽油の代金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を品目ごとに切り捨てるものとする。